

質問に対する回答書

ガス需給契約

2026年7月9日

No.	質問事項	回答内容
1	① 契約書に定めのない事項について、弊社の基本約款に準ずるものとする旨を入れていただくことは可能でしょうか。 例) 契約書（案）の第15条を以下の通り変更する等（基本約款に準ずることができる旨の記載が入れば、形式は問いません。） この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。 ⇒この契約に定めのない事項については、乙の基本約款に準ずるものとし、それ以外の事項については甲乙協議の上、決定するものとする。	原則、契約書（案）の修正は行いません。 受注者の基本約款、供給条件又は個別要綱等については、契約締結時に内容を確認の上、必要に応じて契約書に添付又は協議書等により整理することは可能です。 なお、その取扱いについては、提示している契約書（案）第15条を基に、契約書及び仕様書等との整合を踏まえるものとします。
2	② 直近1年間における各月の最大使用量、中圧使用量、低圧使用量をいただくことは可能でしょうか。	別紙のとおりです。
3	③ 契約書に弊社の個別要綱を添付すること、もしくは協議書にて個別要綱を締結することは可能でしょうか。	可能です。 ただし、受注者の基本約款、供給条件又は個別要綱等については、契約締結時に内容を確認の上、必要に応じて契約書に添付又は協議書等により整理するものとします。 なお、その取扱いについては、契約書及び仕様書等との整合を踏まえるものとします。
4	④ 仕様書 6 (5) 「契約最大使用量超過等の精算金については、受注者の約款に基づき協議し定めるものとする。」について、弊社が定める個別要綱に記載された 契約最大使用量超過精算額に加えて、各種精算条項（契約年間引取量未達精算額、契約中途解消精算額）を適用することは可能でしょうか。	可能です。 契約最大使用量超過等の精算金については、仕様書6 (5) に基づき取り扱うものとします。 具体的な精算項目及び算定方法については、契約締結時に受注者の約款又は個別要綱等の内容を確認の上、必要に応じて契約書への添付又は協議書等により整理するものとします。 なお、その取扱いについては、契約書及び仕様書等との整合を踏まえるものとします。
5	⑤ ③及び④が可能である場合、精算金等の内容を定めた個別要綱はいつまでに提出すればよいでしょうか。	契約締結時とします。
6	⑥ 入札公告兼説明書 14 落札結果の通知に「入札の結果は、すべての入札参加者へ2026年8月7日（金）までに通知する。」とありますが、開札結果はすべて公表されますでしょうか。もしくは、落札者および落札金額のみの公表でしょうか。	落札業者・落札金額のみの公表です。

別紙

直近1年間における各月の最大使用量、中圧使用量、低圧使用量

検針月	中圧 (m ³)	低圧 (m ³)	最大使用量 (m ³ /h)
2025年7月	344,418	23,607	843
2025年8月	333,250	23,781	895
2025年9月	271,184	19,519	788
2025年10月	116,493	11,034	471
2025年11月	96,593	8,556	296
2025年12月	151,718	15,397	429
2026年1月	239,308	21,322	545
2026年2月	183,626	16,528	547
2026年3月	157,210	13,549	447
2026年4月	87,121	7,975	285
2026年5月	104,620	10,447	350
2026年6月	133,258	13,227	495